

行田市 P P P / P F I 手法導入優先的検討規程

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、民間における新たな事業機会の創出及び民間投資の喚起を図るとともに、効率的かつ効果的に社会資本を整備することで、市民に対する良好かつ低廉なサービスの提供を確保し、もって地域経済の健全な発展を図ることを目的として、公共施設等の整備等に係る P P P / P F I 手法の導入を優先的に検討するための手続等必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この訓令において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) P F I 法 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 1 7 号）をいう。
- (2) 公共施設等 P F I 法第 2 条第 1 項に規定する公共施設等をいう。
- (3) 利用料金 P F I 法第 2 条第 6 項に規定する利用料金をいう。
- (4) 運営等 P F I 法第 2 条第 6 項の運営等をいう。
- (5) 公共施設等運営権 P F I 法第 2 条第 7 項に規定する公共施設等運営権をいう。
- (6) 整備等 建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、市民に対するサービスの提供を含む。
- (7) 優先的検討 この訓令により公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、多様な P P P / P F I 手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法（以下「従来型手法」という。）に優先して検討することをいう。

(対象とする P P P / P F I 手法)

第 3 条 この訓令の対象とする P P P / P F I 手法は、別表のとおりとする。ただし、当該別表に含まれない手法の採用を妨げるものではない。

(優先的検討の開始時期)

第 4 条 優先的検討は、次に掲げるときに開始するものとする。

- (1) 新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定すると

き。

- (2) 公共施設等の運営等の見直しを行うとき。
- (3) 公共施設等の整備等の方針を検討するとき。
- (4) 市有地の未利用資産等の有効活用を検討するとき。

(優先的検討の対象とする事業)

第5条 優先的検討は、次の各号のいずれにも該当する公共施設等の整備等を対象として行うものとする。

- (1) 次のいずれかに該当するものであって、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、効果が認められるもの

ア 建築物又はプラントの整備等に関するもの

イ 公共施設等の使用料又は利用料金の徴収を行うもの

- (2) 次のいずれかの事業費基準を満たすもの

ア 事業費の総額が10億円以上のもの（建設、製造又は改修を含むものに限る。複数の施設を一体的に整備する場合は、当該複数施設の合計費用を基準とする。）

イ 単年度の事業費が1億円以上のもの（運営等を行うものに限る。）

(優先的検討の対象とする事業の例外)

第6条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる公共施設等の整備等は、優先的検討の対象から除くものとする。

- (1) 既にPPP／PFI手法の導入が前提とされているもの
- (2) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）による市場化テストの導入が前提とされているもの
- (3) 民間事業者が実施することが法令により制限されているもの
- (4) 災害復旧事業等、緊急に実施する必要があるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほかPPP／PFI手法を導入することが適当でないと市長が認めるもの

(適切なPPP／PFI手法の選択)

第7条 優先的検討を行うに当たっては、第9条の規定による評価（以下「簡易な検討」という。）又は第11条の規定による評価（以下「詳細な検討」という。）

）に先立ち、公共施設等の整備等の期間、特性、規模等を踏まえ、当該公共施設等の整備等の品質確保に留意しつつ、最も適切なＰＰＰ／ＰＦＩ手法（以下「採用手法」という。）を選択するものとする。

２ 前項の場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

（評価を経ずに行う採用手法導入の決定）

第８条 採用手法が次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定めるところにより、当該採用手法の導入を決定することができるものとする。

- (1) 指定管理者制度 簡易な検討及び詳細な検討を省略する。
- (2) 公共施設等の整備等が建設、製造又は改修の比重の大きいもの又は運営等の業務内容が定型的なものに該当する場合におけるＢＴＯ方式 簡易な検討を省略し、詳細な検討を実施する。
- (3) 民間事業者からＰＰＰ／ＰＦＩ手法に関する提案がある場合であって、当該提案において、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間での次条第１項に規定する費用総額の比較等の客観的な比較により、当該採用手法の導入が適切であるとされている場合における当該採用手法 簡易な検討を省略し、詳細な検討を実施する。

（簡易な検討による評価）

第９条 採用手法を選択したときは、ＰＰＰ／ＰＦＩ手法簡易定量評価調書（様式）により、従来型手法による場合と当該採用手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額（以下「費用総額」という。）を比較し、当該採用手法の導入の適否を評価するものとする。

- (1) 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用
- (2) 公共施設等の運営等の費用
- (3) 公共施設等の使用料又は利用料金による収入
- (4) 資金調達に要する費用
- (5) 調査に要する費用
- (6) 税金
- (7) 民間事業者の適正な利益及び配当

2 第7条第2項の規定により複数の手法を選択した場合にあつては、各々の手法について費用総額を算定し、その最も低いものと従来型手法による場合の費用総額との間で、前項の規定による比較を行うものとする。

(その他の方法による評価)

第10条 採用手法の過去の実績が乏しいこと等により、費用総額の比較が困難と認められるときは、前条の規定にかかわらず、次に掲げる方法その他公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる方法（第12条において「客観的な評価方法」という。）により、当該採用手法の導入の適否を評価することができるものとする。

(1) 民間事業者への意見聴取を踏まえた方法

(2) 類似事例の調査を踏まえた方法

(詳細な検討による評価)

第11条 簡易な検討により採用手法の導入に適すると評価した公共施設等の整備等においては、専門的な外部コンサルタントを活用する等により、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で費用等の詳細な算定を行い、従来型手法による場合と当該採用手法を導入した場合との間で費用総額を比較し、当該採用手法の導入の適否を評価するものとする。

(評価結果の公表)

第12条 前3条の規定によりPPP／PFI手法の導入に適しないと評価したときは、PPP／PFI手法を導入しないこととした旨及び次の各号に掲げる事項を、それぞれ当該各号に定める時期に市のホームページ上で公表するものとする。

(1) 公共施設等の整備等の予定価格の推測につながらない事項及び客観的な評価方法による評価の結果 PPP／PFI手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期

(2) PPP／PFI手法簡易定量評価調書の内容（詳細な検討の結果を踏まえて内容の更新をした場合にあつては、当該更新をした後のもの）及び客観的な評価方法による評価の結果（当該公共施設等の整備等の予定価格の推測につながるもの） 入札手続の終了後適切な時期

(その他)

第 13 条 この訓令に定めるもののほか、PPP／PFI 手法の導入に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

この訓令は、令和 7 年 9 月 1 日から施行し、同日以後に検討を開始する公共施設等の整備等について適用する。

別表（第 3 条関係）

民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法	(1) 公共施設等運営権方式（コンセッション方式） (2) 指定管理者制度 (3) 包括的民間委託 (4) O 方式（運営等 Operate）
民間事業者が公共施設等の設計、整備等を担う手法	(1) BTO 方式（建設 Build－移転 Transfer－運営等 Operate） (2) BOT 方式（建設 Build－運営等 Operate－移転 Transfer） (3) BOO 方式（建設 Build－所有 Own－運営等 Operate） (4) DBO 方式（設計 Design－建設 Build－運営等 Operate） (5) RO 方式（改修 Renovate－運営等 Operate） (6) ESCO 事業
民間事業者が公共施設等の設計及び建設又は製造を担う手法	(1) BT 方式（建設 Build－移転 Transfer）（民間建設買取方式） (2) リース方式（民間建設借上方式）
その他公的不動産を活用する手法	(1) 定期借地権方式 (2) 公共所有床の活用 (3) 設置管理許可、占用許可等による公的空間の利活用 (4) Park－PFI（公募設置管理制度） (5) LABV 方式